

○第95回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成25年7月25日（木）14：00～17：40

議事概要：

（1）農薬（キノクラミン、フィプロニル、フェニトロチオン、フルアジナム）の食品健康影響評価について

①キノクラミン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、水稻、くわい等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②フィプロニル

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、水稻、さとうきび等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、飼料中の残留基準の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

③フェニトロチオン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0049 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、水稻、大豆等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

④フルアジナム

・審議の結果、評価第三部会で再度調査審議することとなった。

*殺菌剤で、小麦及びばれいしょ等に使用します。今回、らっきょう、食用ゆり等への適用拡大申請及びとうがらしへのインポートトレランス（国外で使用する農薬等に係る残留基準）申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（エトフェンプロックス、ルフェヌロン）の食品健康影響評価について

①エトフェンプロックス

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.031 mg/kg体重/日とし、評価書

(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、水稻、キャベツ等に使用します。今回、みつば、マンゴーへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

②ルフェヌロン

・審議の結果、一日摂取許容量(ADI)を 0.014 mg/kg 体重/日とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤・ダニ駆除剤で、キャベツ、茶等に使用します。今回、ばれいしょ、ししとう等への適用拡大申請がされています。

(3) その他

食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

①カルバリル

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、りんご、みかん等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)、飼料中の残留基準が設定されています。

②ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご、みかん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。